

福島県福祉サービス第三者評価結果表

① 施設・事業所情報

名称：スクルドエンジェル保育園そう ま園	種別：保育所
代表者氏名：菅原 二三世	定員（利用人数）： 40 名
所在地：〒976-0015 相馬市塚ノ町 2-7-1	
TEL：0244-41-9042	ホームページ：http://soma.sculd-enjeru.com/about
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：2016 年 3 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：SOUキッズケア株式会社	
職員数	常勤職員： 5 名 非常勤職員 8 名
専門職員	（専門職の名称） 保育士 3 名
	保育士 4 名 調理師 3 名
	栄養士 1 名
施設・設備の概要	（保育室数） 3 室 （設備等）
	園庭 調理室、トイレ 3 か所 事務室 1

② 理念・基本方針

企業理念 「質の高い保育」を通して社会に貢献する ご家庭と同じ様に温かく、安心できる環境で子ども達を育みます。 保育理念 心身ともに「豊かな人間性」の基礎を培う 未来を創造する子どもたちのひらめきを大切に考える力・生きる力を育みます。

③ 施設・事業所の特徴的な取組

安心・安全で、おうちのようにリラックスして過ごせる保育園 を目標に、また保護者の皆様にとっても「通ってよかった」「預けてよかった」と思っただけの保育施設で ありたいと願いながら、日々の保育を行なっています。 ☐リトミック ☐幼児英語プログラム ☐幼児体育 ☐モンテッソーリを取り入れた遊び
--

また、各種外部の幼児教育機関と提携しています。そのため、経験豊富な外部講師と保育士が一緒になって、お子さまに合わせた質の高いプログラムを提供しています。運営にあたっては、法令等を遵守するものとします。

④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年 4月 4日（契約日） ～ 令和8 年 3月26日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（ 年度）

⑤ 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. リスクマネジメントへの取り組みについて

法人全体としての「事故対応マニュアル」が策定されている。園ではリスクマネジメントの責任者を園長としている。毎月の職員会議でヒヤリハットやアクシデントを共有し、対応策を職員全員で検討するなど安心して安全な保育が提供されるよう取り組んでいる。また、法人本部から他園で発生した事故の情報が送られ、日頃の業務を振り返ると共に、研修会へ参加するなど安全の確保・事故防止に努めている。

2. 保護者からの相談や意見に関する対応について

入園時に重要事項説明書を用い、いつでも相談や意見を受け付けることを伝え、入園後は園だよりを通して相談方法や体制などを周知している。要望・苦情に関する相談窓口の設置のほか、毎日の登降園時に保育士や園長が積極的に言葉掛けを行い、直接話をする機会を作っている。緊急で入院が必要な保護者が出た場合には、プライバシーに配慮した空間で個別に話を丁寧に聴きとるなど、保護者の状況に応じた柔軟な対応を図っている。

3. 子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開

モンテッソーリ教育を導入し、子ども一人ひとりが登園後自ら教具を選択し、主体的に活動できる環境を整備している。3・4・5歳児による縦割り保育を実施し、年長児が年少児の生活面や活動面を支援する姿が見られるなど、日々の遊びを通して異年齢児が自然に関わる機会を確保している。これらの取り組みにより思いやりや協同性など、人間関係の育ちを促すよう配慮している。

4. 心地よい保育環境づくりへの取り組みについて

保育室内の環境は清潔に整備されており、清掃や玩具の消毒については担当職員

を配置し、衛生管理の徹底に努めている。また、寝具については業者に委託し、定期的な交換やタオルケット・毛布等の洗濯を実施しており、衛生の保持と保護者の負担軽減につなげている。遊びの環境および園庭についても、子どもの安心・安全を最優先に考え、日常的に点検を行い、必要に応じて改善を図っている。

◇改善を求められる点

1. 中・長期計画と事業計画の策定について

中・長期計画および中・長期収支計画、単年度の事業計画は策定していない。事業継続の観点からも今後法人本部と連携し、中・長期収支計画策定に取り組むことが望まれる。また、保育園運営の基本となる事業計画についても、職員の参加を得て意見やアイデアを出し合い、組織的に事業計画を作成し、計画的な事業運営を進めることが望まれる。

2. アセスメントに基づく個別支援計画の策定について

保育所保育指針において、3歳未満児と障がいのある子どもについては、全員一人ひとりの生育歴や心身の発達の実態に即した個別支援計画を作成することが求められているが作成されていない。今後アセスメントから計画作成、実施、評価、見直しに至るマネジメントをPDCAサイクルに基づき組織的に検討を行い、個別支援計画を作成することが望まれる。

3. 提供する福祉サービスの標準的な実施方法の確立について

子どもの尊重、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢を明示し子ども一人ひとりの発達や状況などを踏まえた標準的な実施方法について文書化するなど、職員間で統一した保育が出来るよう保育マニュアルの作成が望まれる。

4. 地域との交流・連携について

地域との関わりが少なく、関係が構築されていない。子どもの成長・発達には地域の方との交流が大切であり、交流できる機会を設けることが望まれる。また、地域での貢献活動は保育園を知っていただける機会であり、保育園の利用につながることから園が持つ専門性を活かした地域貢献活動への取り組みが望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受け、事業継続の観点からマニュアルの他、中・長期計画および中・長期収支計画、単年度の事業計画策定に計画的に取り組むことの必要性を感じた。また、様々な計画を職員の参加を得て意見を出し合い組織的に事業計画を作成し、計画的な事業運営を進めることにより、保育の質の向上繋がり、全職員が同じ方向性を持てると感じた。個別支援計画の策定については、一人ひとりの成育歴や

心身発達の実態に即した個別支援系計画の作成することが求められているが作成していないとのご指摘を受け、今後必要に応じて記録し、保育に役立てていきたい。提供する福祉サービスの標準的な実施方法の確立について子どもの尊重、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢を明示し子ども一人ひとりの発達や状況などを踏まえた保育を目指していきたい。早速、排泄面ではプライバシーを考慮した取り組みを行っている。この評価を職員会議にて共有した事により、子どもの人権を配慮した保育の取り組みは確実に私たちの質の向上となった。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（共通評価基準）

※すべての評価細目（45 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	a・b・c
＜コメント＞ 法人理念、保育理念、保育目標、保育方針を重要事項説明書に明記し、玄関にも掲示し周知している。また、毎月発行している園だよりでも掲載している。保護者がメンバーとなっている運営委員会でも説明する機会を設けている。職員会議の中でも話し合い理解を深めている。 なお、ホームページへの掲載はしていないのでホームページに掲載し保育園の取り組みを広く発信することが望まれる。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	a・b・c
＜コメント＞ 現在、少子化の進行により相馬市内に待機児童はおらず入園者は40名定員に対し24名に留まっている。今年度の見学会には多くの親子が訪れたが、8年度の入園希望には結びついていない。 なお、モンテッソーリ教育を取り入れ子どもが自ら学ぶことを大切にし、生きる力を育むことを理念に掲げ、実践している園の強みを見学会でアピールするとともに保育見学、1日体験などの機会を設け、入園希望者の増加に繋げていくことが望まれる。また、潜在的利用者や保護者のニーズを把握して対応することが望まれる。		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<コメント> 入園者が少ないことが経営課題と考えている。次年度は実態に合わせて定員を30名に削減することを予定している。保育園の取り組みを広く知っていただくため、モンテッソーリ保育が子供の成長につながっている園の強みを示したパンフレットなどを、公共施設や小児科、スーパーマーケットなど親子が利用する施設に置いて、保育内容を周知して入園希望者の増加に繋げる取り組みに期待したい。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<コメント> 中・長期計画および中・長期収支計画は策定できていない。事業継続の観点からも今後法人本部と連携し、取り組むことが望まれる。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<コメント> 中・長期計画は作成していないため、それを踏まえた単年度計画も作成していない。重要事項説明書に年齢別保育目標は入っており、それを活かして、クラス編成、健康管理、職員研修、特徴的保育、地域との交流、当該年度の重点事業、行事計画などを網羅した単年度事業等計画の作成が望まれる。		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> 行事計画は、保護者のニーズも踏まえ、開催時期や場所を決めて、保護者の協力を得て実施している。しかし、保育園運営の基本となる事業計画を作成していない。今後、職員の参加を得て意見やアイデアを出し合い、組織的に事業計画を作成し、年度末にその結果を振り返り、次年度の事業計画に活かしていく取り組みを進める中で、職員の育成や保育の質の向上につなげて欲しい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知し、理解を促している。	a・b・c
<コメント>		

行事計画は保護者に配布し周知して協力を得て実施している。しかし、事業計画は策定されていないので周知をしていない。事業計画を作成・配布して、保育内容への保護者の理解や保育運営への協力を得る取り組みが望まれる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。	
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。 a・b・c
<コメント> 保育の質の向上を図るため、毎月職員会議の中で一人ひとりの子どもの姿を各担任が発表し、参加者から困っていることにアドバイスをもらい、子どもの成長に取り組んでいる。毎年法人本部から講師が派遣され、モンテッソーリ教育について学び、落ち着いた保育環境づくりに取り組んでいる。また、ヒヤリハットに積極的に取り組んだ結果、子どもの怪我は少なくなっており、リスク管理面で効果が出てきている。 なお、今回の受審に際し、自己評価は園長が主に担当したが、今後職員が参加し、振り返りと気づきの機会を持つなど、質の向上に向けた組織的な取り組みが望まれる。	
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 a・b・c
<コメント> 今回の自己評価、第三者評価で明らかになった課題に対し、改善策を職員会議等で検討して保育の質の向上に取り組むことに期待したい。	

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任を明確にしている。	
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 a・b・c
<コメント> 法人本部で事務分担表を作り、職員に周知している。園長不在時は、主任が責任者となることがBCP（事業継続計画）、災害時の対応フローチャートに示され、周知されている。 毎月発行している園だよりには、理念や保育方針は掲載されているが、園長の役割や責任については掲載していないので、今後掲載して保護者に周知することが望まれる。	
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行 a・b・c

	っている。	
<コメント> 就業規則、労働基準監督署等の指導を受けて就業環境を整えており、超過勤務や持ち帰りの業務を作らないよう指導している。取引等も法人本部が指定し、単価契約等している業者との取引にとどまり、適正な関係保持に努めている。セクハラ、パワハラについて職員会議などで法令遵守を伝えている。 なお、園長は遵守すべき法令については十分把握できていないと考えていることから外部や法人の研修などに参加し、理解を深める取り組みに期待したい。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップを発揮している。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<コメント> 園長は、子ども一人ひとりに目を向けることで保護者支援につながると考え、職員に実践を促している。また、保育士自身が考えることの大切さを定着させるため、職員会議の中で保育士から子ども一人ひとりの成長を発表する機会を設け、保育の振り返りを行えるようにしている。保育が月案、週案通り実行されているかを見て、足りない活動や遊びへのアドバイスをを行い保育の質の向上に努めている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・②・c
<コメント> 園の経営や運営面は法人本部に権限があり、欠員や施設環境面で課題が出た場合は法人本部に伝え、対応を依頼している。求人は法人本部が行い、面接は園で行っているが本部で採用の対応をしている。 なお、経営や運営面については、園長の権限は限られているが、園長が法人本部と連携し経営実態を把握し、職員会議などで職員に課題を伝えとともに、園として対応できる課題に対しては職員全員で取り組むことが望まれる。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。	a・②・c
<コメント> 人材確保や育成は法人本部で行う体制になっている。人材育成については法人本部で研修を行うほか、園の職員会議で園内研修の年間計画を立て、毎月の研修テーマや担当者を決めて計画的に研修を行って育成している。		

なお、福祉人材確保や育成に関する方針は、法人本部で育成計画を立てて園に示し、内容を共有し、お互いが協力して育成していくことが望まれる。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・b・㉔
＜コメント＞ 法人として期待される職員像は運営規程の保育方針で示されており、重要事項説明書の中で保護者に説明している。 なお、園には人事基準やキャリアパス制度は示されておらず、人事考課も実施していない。職員の就労意欲や保育の質の向上を図るためにも、職務に対する成果や意欲、貢献度を評価し処遇に活かしていく取り組みが望まれる。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉕・b・c
＜コメント＞ 職員の勤務時間や休暇取得状況はパソコン内で園長が確認できるようになっており、法定休暇を取得できるよう勤務調整をしている。法人がパワハラ、セクハラ相談窓口が設け職員に示されている。年2回園長が職員面談を行い、悩みや意見を聞いている。育児休暇、介護休暇制度、短時間勤務制度などがありワーク・ライフ・バランスに配慮している。園長は、退職者が出ないようマネジメントする役割を認識し魅力ある職場づくりに取り組んでいる。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㉖・c
職員は年度目標を設定し、達成状況を4段階に分けて自己評価を行い、園長が年2回面談し、職員のプラス面を引き出すようにアドバイスをして育成している。 なお、中間面談は行っていないので、目標を達成できるよう支援するために実施が望まれる。また、保育園としての期待する職員像が明確になっていないので職員が目指せるような姿を明示することが望まれる。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・㉖・c
＜コメント＞ 職員研修は園内研修、オンライン研修を利用したキャリアアップ研修、法人本部の講師派遣によるモンテッソーリ教育を実施している。園内研修のテーマは職員の希望も聞いて研修計画に活かしている。受講した職員は感想を書いて研修内容の定着に繋げている。 なお、地域の保育園の団体に加入しておらず、地区研修などへは参加していないので、地域の研修などにも参加し学びあい、交流することが望まれる。また、研修の効果を評価し、次年度の研修に活かすことも望まれる。		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	a・b・c
<コメント> 毎月テーマを決めて園内研修を実施し、非常勤職員も含め受講出来るようになっており、研修機会を確保している。オンラインではあるが、キャリアパス研修も受講している。新任職員は、先輩職員と一緒に保育に当たる中でOJTが行われている。 なお、地域の保育園などが参加する地区研修などへ参加し、他保育園の取り組みを学ぶ機会を持つことが望まれる。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント> 実習生の受け入れは法人本部のマニュアルに基づき実施している。受け入れに当たっての心構えやオリエンテーションなどが定められ、園長、主任が担当者となっている。 なお、過去に受け入れた経験はあるが、ここ数年希望者は出ておらず、養成校へ受け入れについて働きかけることが望まれる。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・b・c
<コメント> 保育内容については、ホームページなどで活動や教育プログラム等を動画入りで公開している。 しかし、事業計画、事業報告、予算や決算は公開していない。今回の受審結果や理念、基本方針、保育で大切にしている考えをホームページで分かりやすく公開することが望まれる。また、地域にはパンフレットなどを使い、取り組んでいる保育内容を周知することを期待したい。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 保育園における事務経理は園長が担当し、小口現金を預かり日々の支出を行っている。支出の流れは毎日パソコンに入力し、本部の担当が確認している。1万円を超える支出は見積書を取り、本部に申請してチェックを受けている。保育用品も本部が単価契約をしている業者に発注し購入しており適正に実施している。また、予算や決算は法人本部で立てており適正に執行されている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 保育は園内で行われ、園児の散歩などで地域と触れ合う機会はあるが、積極的な交流はしていない。社会資源についても収集はしていない。子どもが地域とのかかわりの中で、社会性を育て成長していくためにも、地域の高齢施設などへの訪問や地域の方を園の行事に招くなどの交流できる機会を設けることが望まれる。また、保護者が利用できる社会資源を収集・リスト化して推奨し保護者が利用できる取り組みが望まれる。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞ ボランティア受け入れマニュアルは本部が作成し、登録手続き等を定めている。中学生の保育体験では生徒を受け入れている。 しかし、ボランティアの受け入れは実績がない。今後、地域の資源を発掘し昔遊びや読み聞かせなど特技を持った地域の方を受け入れ、子どもの遊びが広がることに期待したい。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 地域の関係団体や福祉資源など、保護者が利用出来る社会資源としての資料は作成していない。また、地域とのかかわりが少なく、関係が構築されていない。今後、町内会への加入や地域の民生児童委員との交流を持ち、園の取り組みを理解してもらい協力が得られる関係づくりが望まれる。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 運営委員会を持ち、委員として保護者に入ってもらい、園への要望等を聞きニーズ把握をしている。 なお、運営委員会は保育の質を向上させるため設けられており、今後は、保護者代表の他、地域の有識者や行政関係者などにも参加いただく等、地域の福祉ニーズを把握できる		

機会になることが望まれる。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・b・㉔
<コメント> 地域の福祉ニーズの把握は出来ていないため公益的な活動は実施していない。 今後、1日保育体験や子育て相談会などの実施により、地域の福祉ニーズの把握や体験利用、子育て相談など地域貢献に繋がることを期待したい。		

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㉕・c
<コメント> 法人理念と事業目標を事務所に掲示し、子どもの主体性を尊重した「モンテッソーリ教育」実践し、毎日の申し送りや毎月開催される職員会議で共有を図っている。新入園児の保護者には、重要事項説明書に沿って説明を行い、在園児には送迎時などの関わりを通して都度伝えている。 今後は、子どもを尊重した保育の共通理解を図るため、保育士倫理綱領の作成や子どもの権利についての勉強会を開催することが望まれる。また、保護者に対しても子どもの持つ権利について周知を図ることが望まれる。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育を行っている。	a・㉕・c
<コメント> 排泄、着替えなど生活場面におけるプライバシーが保護されている。 しかし、子どものプライバシー保護に関する規程やマニュアルは作成されていないので作成が望まれる。また、それを職員間で共有するとともに、その取り組みについて保護者へ周知することが望まれる。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉖・b・c
<コメント> 市の子育てハンドブック、ホームページなどにモンテッソーリの教育を紹介している。保育所の見学は随時受け入れており、パンフレットを用い個別に丁寧に対応している。 個人情報保護の観点から、子どもが掲載されている写真の活用は行っていないが、園の理解を図るため、在園児にもパンフレットを配布するなどして保育所の選択に必要な情報を積極的に発信している。		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉖・b・c
<コメント> 保育の開始にあたっては、児童票の提出とアレルギーの有無などを聞き取り、園長が個別に重要事項説明書を用いてわかりやすく説明を行っている。特に配慮が必要な保護者には時間をかけ、図や絵を用いて理解が得られるよう取り組んでいる。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉗・c
<コメント> 保育所の変更にあたっては、保護者の同意を得た上で、児童票と子どもの情報を文書で転園先へ提出しており、近距離の場合には直接届けている。退園後も子どもや保護者の相談に応じることを口頭で説明している。 なお、保育所の変更にあたり保育の継続性を担保するために、園において手順書を作成し、退園後の相談窓口や相談方法を文書で保護者に渡すことが望まれる。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉘・b・c
<コメント> 保育を通し子どもの表情や発する言葉から満足度の把握に努め、年1回保護者対象のアンケート調査を行っている。保護者会はないが、保護者の代表3名が参加する運営委員会において、保護者の意見を直接聞く機会がある。お迎えを玄関先ではなく、保育室まで行くようにするなど、保護者から出た意見を運営に活かしている。また、保護者アンケート結果を受け、対応を検討し、改善内容を保護者向け連絡アプリ「ルクミー」で全保護者に伝えている。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉙・c
<コメント> 法人の「苦情対応マニュアル」が策定されており、解決までの手順が記されている。苦情解決の仕組みを玄関に掲示するとともに意見箱を設置している。園長を苦情受付担当者とし、保護者からの要望や意見を丁寧に聞き取り、記録して適切に対応している、苦情のレベルに応じて法人本部へ報告している。 なお、苦情受付者と苦情解決責任者は、迅速に対応するため、苦情解決責任者を管理者、苦情受付者を主任とする等、本社と協力しながら対応できる現場に近い部署に見直すことが望まれる。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護	㉚・b・c

	者等に周知している。	
<コメント> 入園時に重要事項説明書を用い、いつでも相談や意見を受け付けることを伝え、入園後は園だよりを通して相談方法や体制などを周知している。要望・苦情に関する相談窓口の設置のほか、毎日の登降園時に保育士や園長が積極的に言葉掛けを行い、直接話をする機会を作っている。緊急で入院が必要な保護者が出た場合には、プライバシーに配慮した空間で個別に話を丁寧に聴きとるなど、保護者の状況に応じた対応を図っている。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・⑥・c
<コメント> 保護者からの相談や意見を丁寧に聞き取り、保育士間で共有し対応策を検討している。園庭が狭いため、広い園庭で運動会を実施して欲しいと意見が出た時には、翌年近隣の保育園の園庭を借りるなど、保護者の意見や要望に可能な限り応えられるよう園全体で取り組んでいる。 なお、苦情解決責任者を社長、苦情受付担当者を園長としているが、園の実態に即し迅速に対応するため、苦情解決責任者を園長、苦情受付者を主任とする等、本社と協力しながら解決を図るため現場に近い部署に見直すことが望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	①・b・c
<コメント> 法人全体としての「事故対応マニュアル」が策定されている。園ではリスクマネジメントの責任者を園長としている。毎月の職員会議でヒヤリハットやアクシデントを共有し対応策を職員全員で検討するなど安心で安全な保育が提供されるよう取り組んでいる。法人本部から他園で発生した事故の情報が送られ、日頃の業務を振り返ると共に、研修会へ参加して安全の確保・事故防止に努めている。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・⑥・c
<コメント> 「感染症対応マニュアル」と「BCP感染症」が策定されており、園長を責任者として、感染症予防や発生時の対応が明確に記されている。入職時の新人研修で確認するほか、入職後も職員会議などで定期的に確認を行っている。 感染の流行期には、手洗い・うがいの励行や感染者数をアプリで発信し注意喚起を促している。 なお、新型コロナなど新たなウイルスに対応するためにも、定期的に感染症対応マニュアルの見直しが望まれる。		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント> 「BCP災害」と「災害・防犯マニュアル」が策定されている。年2回の総合訓練の他、毎月防災計画に沿って、不審者、火災、地震などの災害を想定した訓練を行っている。家族と連携を図り、指定避難所において引渡し訓練も行っている。また、災害時に備えて、食事や水、ミルクやおむつなどの備蓄を用意し栄養士が管理している。 なお、災害時に迅速な対応が図れるよう、隣接する商業施設や地域と連携した避難訓練の実施が望まれる。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価 結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法を文書化し保育を提供している。	a・b・c
<コメント> 保育について標準的な実施方法を文書化したマニュアルは策定されていない。子ども一人ひとりの発達や状況などを踏まえた標準的な保育の実施方法について文書化し、職員間で保育にばらつきが出ない保育を提供できるよう保育マニュアルの作成が望まれる。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。	a・b・c
<コメント> 保育について標準的な実施方法を文書化した保育マニュアルを作成し、子どもの変化や新たな知識や技術の導入、保護者からの意見や提案を踏まえて適時見直しを図る仕組みを確立すること望まれる。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・b・c
<コメント> 指導計画責任者を園長とし、保育所の理念・保育指針に基づき全体計画を作成し、これをベースに、年間指導計画や月案と週案を作成している。 しかし、保育所保育指針において策定が求められている3歳未満児と障がいのある子どもの個別支援計画が作成されていない。一人ひとりの子どもについてアセスメントから計画作成、実施、評価、見直しに至るマネジメントの過程を踏みながら組織的に検討を行い、個別支援計画を作成することが望まれる。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c

＜コメント＞ 全体計画に基づき各種指導計画に沿って、クラスの育ちを職員会議で話し合う機会がある。 今後、3歳未満児と障がいのある子どもの個別支援計画を作成し、PDCAサイクルで、子どもの成長・発達を確認しながら計画の評価・見直しの検討を行い現状に即した個別支援計画とすることが望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している。	㉓・b・c
＜コメント＞ 児童経過記録にて、子どもの発達状況や生活の様子を統一した様式で記録し把握している。保育所の業務内容に「日誌による記録の記入例」があり、書き方に差異が生じないよう周知を図っている。また、管理者は毎日日誌を確認し、適宜記入について指導を行っている。記録はタブレットで入力し、子どもの変化や保護者からの申し送りなど、保育に必要な情報が迅速且つ正確に伝えられるようICTで共有されるよう工夫している。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制を確立している。	㉓・b・c
＜コメント＞ 園長を責任者とした個人情報のマニュアルが策定されており、入職時に誓約書を記入し不適切な利用や漏洩に対する対策をとり、個人情報は事務所内で保管している。また、職員会議で定期的に個人情報の取扱いについて確認している。保護者には、入園時に個人情報の利用の範囲や取扱いについて説明を行い、書面で同意を得ている。		

第三者評価結果（内容評価基準）

※すべての評価細目（20 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c
＜コメント＞ 全体的な計画は、保育所の理念・保育方針・目標に基づき作成されている。 しかし、現状では法人が作成した計画を基に園長が中心となって作成しており、職員の参画は十分とはいえない状況である。計画の内容には、子育て支援や地域との交流、保育時間等も組み込み、「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についても明確に位置付け、全体的な計画を整理することが望まれる。また、保育の実践状況についてはPDCAサイクルに基づき評価を行い、その結果を次年度の計画へ反映させる仕組みを構築することが望まれる。		

		第三者評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
＜コメント＞ 保育室内の環境は清潔に整備されており、清掃や玩具の消毒については担当職員を配置し、衛生管理の徹底に努めている。また、寝具については業者に委託し、定期的な交換やタオルケット・毛布等の洗濯を実施しており、衛生の保持と保護者の負担軽減につなげている。遊びの環境および園庭についても、子どもの安心・安全を最優先に考え、日常的に点検を行い、必要に応じて改善を図っている。		

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	①・b・c
<コメント> 子ども一人ひとりの発達過程や家庭環境を把握し、個人差に配慮した関わりを行っている。また、子どもに分かりやすく丁寧な言葉で伝えることを心がけ、人権を尊重した保育を実践している。言葉遣いや関わり方については、職員会議において園長が具体的に示し、共通理解を図りながら質の向上に努めている。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	①・b・c
<コメント> 子ども一人ひとりの発達段階や家庭での状況を把握し、基本的な生活習慣が主体的に身に付くよう支援している。また、子どもの「自分でやってみたい」という気持ちを大切に、見守りと適切な言葉かけを行いながら、達成感を味わえる関わりを心掛け、着替え等の場面では、すべてを援助するのではなく、難しい所を部分的に支援するなど、段階的な援助を実践しており、職員間で子どもの状況を共有し、援助方法の統一を図りながら継続的に取り組んでいる。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	①・b・c
<コメント> モンテッソーリ教育を導入し、子ども一人ひとりが登園後に自ら教具を選択し、主体的に活動できる環境を整備している。3・4・5歳児による縦割り保育（異年齢保育）を実施し、年長児が年少児の生活面や活動面を支援する姿が見られるなど、日常生活や遊びを通して異年齢児が自然に関わる機会を確保している。これらの取り組みにより、思いやりや協同性など、人間関係の育ちを促すよう配慮している。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑥・c
<コメント> 保育者は子どもと応答的に関わり、愛着関係の形成を大切に保育を行っている。保護者にも子どもの様子を丁寧に伝え家庭との連携を図っている。 しかし、保育所保育指針では、「3歳未満児については、一人ひとりの生育歴や心身の発達の実態に即した個別的な計画を作成すること」と示されているが作成されていない。特に0歳児は発達の個人差が大きい時期であることから個別の支援計画を作成することが必要である。また、保育室の環境構成については、同指針において「身近な環境に自ら関わり、感性が育つ」ことが示されている。ハイハイや伝い歩きの子どもの興味をもって近づける玩具や絵本を配置することにより、子どもが自ら目標に向かって移動し、手を伸ばして関わろうとする姿が引き出されるため、今後は乳児であっても主体的に関わることがで		

きるような環境の工夫を期待したい。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 1・2歳児の保育室では、子どもが自ら遊びに関わることができるよう、モンテッソーリ教育の遊具を取り出しやすい位置に配置し、主体的な活動を促す環境構成がなされている。また、トラブルが生じた際には、双方の気持ちを丁寧に受け止めながら、相手にも気持ちがあることを伝え、保育者が仲立ちとなって関係調整を行っている。保護者には、ICTを活用して一日の様子を配信するとともに、登降園時にも子どもの様子を伝えている。 なお、指導計画については、個別の指導計画が作成されていない状況が見受けられる。保育所保育指針では、「3歳未満児については、一人ひとりの生育歴や心身の発達の実態に即した個別的な計画を作成すること」と示されている。今後は子ども一人ひとりの実態に応じた個別の指導計画の作成が望まれる。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 3・4・5歳児11名による縦割り保育を実施し、モンテッソーリ教育を取り入れながら、子どもが主体的に活動できる環境を整えている。また、異年齢での関わりを通して、思いやりや憧れの気持ちを育む実践がなされている。5歳児については、自分の意見を表現する機会を設けるとともに、子ども同士のトラブル時には保育者が仲立ちをし、話し合いによる解決を促している。 なお、異年齢保育に関する具体的な保育計画は確認できなかったため、今後は個々の子どもの状態を把握し、保育のねらいや内容を明確にした計画を策定し、保育の質の向上を図る事が望まれる。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 気になる子どもについては、保護者との個別面談を実施し、保護者の思いを受け止めている。しかし、面談内容の記録が作成されておらず、職員間での情報共有も十分に行われていない状況がある。また、市の巡回相談において担当者から助言を受けているが、個別の支援計画は作成されておらず、子どもの発達状況や成長に応じた計画的な支援には十分に繋がっていない。 今後は、子どもの特性や、困っていることなどを正確に把握し、保育士、保護者、専門機関とチームで共有・実践するためにも、気になる子どもの保育を指導計画に位置付け、個別の支援計画を作成することが望まれる。また、障がい児保育に関する研修へ参加し、その内容を園内で共有することで、職員全体の理解と専門性の向上を図ることを期待したい。		

A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	③・b・c
<コメント> 夕方の過ごし方は3歳未満児と3歳以上児に分かれて落ち着いた環境で過ごしている。担任からの申し送りは「引き継ぎ書」に記載し保護者に伝えている。また、仕事の都合でお迎え予定時間より遅くなった場合にも、子どもが不安にならないよう対応している。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・③・c
<コメント> 就学に向けて小学校に興味や期待が持てるよう年間計画に位置付けている。また、園での子どもの様子を丁寧に伝えとともに、就学に向けた心構えや生活面の準備について保護者に情報提供を行い、保護者が見通しを持てるよう支援している。担任が保育所児童保育要録を作成し、こどもの育ちや配慮事項を小学校へ引き継ぐ体制は整えている。3月には初めて学校職員が訪問し情報交換を行なった。 なお、保育園の年長児が学校を訪問して、小学生と交流機会を持つなど、子どもが学校生活の見通しを持てるような取り組みが望まれる。		

		第三者評価 結果
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・③・c
<コメント> 子どもの健康管理マニュアルに基づき、一人ひとりの健康状態の把握に努めている。また、年間の保健計画を作成し、計画的に健康管理および保健指導を実施している。日々の子どもの健康状態については担任から職員間で共有し、全職員が共通理解のもとで対応できる体制を整えている。さらに、SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する園内研修を実施し、職員の知識向上と予防意識の徹底を図っている。 しかし、SIDSに関する園の取組については、現在0歳児クラスの一部の保護者への説明にとどまっている。今後は、SIDS予防の取組や園での安全管理体制について、全保護者に周知できるような取り組みが望まれる。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・③・c
<コメント> 内科健康診断および歯科検診を定期的実施し、その結果については保護者へ文書で通知し職員間でも子どもの健康状態の把握に努めている。 しかし、現在は結果を保護者へ伝えることに留まっており、治療や受診状況の確認までは十分に行われていない。治療が必要と判断された場合には保護者へ受診を促し、受診・治療終了後には医療機関による終了証明や受診報告書の提出を依頼するなど、経過を確認		

できる体制を整え、その内容を記録として適切に保管し、継続的な健康管理に繋げていくことが望まれる。		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<コメント> アレルギーのある子どもについては、医師の指示書を提出してもらい、それに基づいて対応している。給食提供時には、専用トレイや座席の配置を工夫するなど、誤食防止に配慮し、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 しかし、園としてのアレルギー対応マニュアルは整備されておらず、対応手順や緊急時の体制が明文化されていない。また、アレルギーのある子どもの保護者とは面談を実施しているが、その内容が記録として残されていない。今後は、国の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、アレルギー対応マニュアルを作成し、必要書類を整備することや、保護者との面談内容を記録に残し、職員間で共有する体制を整えることが望まれる。さらにアレルギー疾患や慢性疾患に関する園内研修を実施し、必要な知識の習得とともに、エピペンの使用方法等の実技研修を行うことが望まれる。加えて、保護者にはアレルギー疾患や慢性疾患についての理解を図るため、園での取り組みについての情報提供が望まれる。		

		第三者評価結果
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<コメント> 子どもが食事を楽しい時間として感じられるよう、食育に関する話題提供や、絵本の読み聞かせを取り入れ、食への興味・関心を高める工夫を行っている。また、食器については、本物の質感に触れる経験が食育効果につながると考え、陶器の導入を進めるなどの整備にも取り組んでいる。さらに、日々の給食の写真掲示や献立表・レシピの配布を通して、家庭と連携しながら食生活に関する情報発信を行っている。 しかし、「食育計画」が作成されていないので、保育所保育指針にも示されている食育計画は指導計画とも関連付けながら、子どもの日々の主体的な生活や遊びの中で食育が展開されていくよう作成することが望まれる。		
16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<コメント> 残食状況を確認し、その結果を踏まえ献立や調理の工夫に反映させている。また、旬の食材を取り入れた季節感のあるメニューや、地域の食材を活用した献立を取り入れ、食事を通して地域文化などに触れる機会を大切にしている。さらに、栄養士が日々の給食時間		

に巡回し、子どもの食事の様子を直接確認するとともに、子どもたちの声や意見を聞き取りながら献立作成に活かしている。給食の調理および提供にあたっては、衛生管理マニュアルに基づき、食材の取り扱い・調理工程・配膳時の衛生管理を徹底し、安全・安心な給食提供に努めている。

A-2 子育て支援

		第三者評価 結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<コメント> 入園時の説明や園だよりを通して保育の意図や内容を丁寧に伝え、保護者の理解を得る機会を設けている。また、ICTの活用や登降園時の保護者との対話を通して日常的に情報交換を行い、子どもの様子を共有することにより、保護者との信頼関係の構築に努めている。 しかし、個人面談は5歳児のみで、それ以外の園児を対象にはしていない。保育所保育指針においては、「保護者との緊密な連携および子育て支援の充実」が示されており、全園児を対象として継続的に実施することが子どもの最善の利益を保証するうえで必要なことから、全園児においても面談を実施し、その内容を記録して、指導計画や個別の配慮事項に反映することが望まれる。		

		第三者評価 結果
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<コメント> ICTを活用し、保護者からの相談や連絡を日常的に受ける体制を整えている。内容に応じて個別に相談に応じる機会を設けるなど柔軟に対応している。また、相談時にはプライバシーに配慮し、安心して話ができる環境づくりにも配慮している。 しかし、相談内容についての記録が十分に作成されておらず、組織的に共有する体制が明確ではない状況がある。今後は、相談内容・対応経過・今後の支援方針等を記録として残し、職員間で共有する体制を整備することが望まれる。		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<コメント> 毎朝の視診を通して子どもの健康状態や表情、様子を丁寧に確認するとともに、保護者		

との会話から家庭での養育状況の把握に努めている。日頃から保護者に寄り添い、信頼関係を築くことが、結果として子どもを虐待等の権利侵害から守ることにつながるとの認識のもと、日々の保育を行っている。

しかし、現在は虐待事例がないことから、関係機関との具体的な連携や、虐待等の権利侵害に関する研修の実施、早期発見・早期対応に関する組織的な意識づけは十分に行われていない。子どもの権利擁護の観点からは、事例の有無にかかわらず、予防的・継続的な体制整備が重要であり、「虐待等の早期発見・早期対応マニュアル」に基づき、職員研修の実施や役割分担の明確化、関係機関との連携体制の確認を行うなど、組織的な取組が望まれる。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価 結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉑・c
<コメント> 職員一人ひとりが前期・後期の年2回、自己評価を実施している。実施後は園長との面談を通して振り返りを行い、自身の課題や成果を確認する機会とし、職員の自己肯定感や意欲の向上につなげている。 今後は、個々の自己評価を個人の振り返りにとどめるのではなく、結果を分析し、改善目標を職員間で共有し、園全体の自己評価へと連動させ、継続的に保育の質の向上が図られることを期待する。		